

令和5年

第12回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和5年第12回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和5年12月20日 午後16時00分開会
午後16時32分閉会
2. 場 所 国立市役所3階 第4会議室
出席者
1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 昌信
6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局
事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠 農政係主任 山本 雅一
農政係主任 檜垣 賢 会計年度任用職員 澤田 恵美子
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 題
(1) 都市農地の賃貸の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による
事業計画の認定申請 1件
5. 専決処理の報告
(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 3件
6. 協議事項
(1) 農地利用状況調査について
(2) 北多摩西部地区農業委員会検討会に伴う資料の検討について
および国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について
7. 報告事項
(1) 令和6年度生産緑地追加指定について
(2) 第63回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について
(3) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて
8. その他

【三田会長職務代理】 それでは、第12回農業委員会総会を開催致します。北島会長が不在ですので、会長職務代理の三田が進行致します。まず初めに、議事録署名委員の指名を致します。本日は5番の佐伯昌信委員、6番の佐伯正弘委員、よろしく申し上げます。議題に入ります。(1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定申請がありますので、事務局より説明をお願いします。

【事務局長】 それでは、資料1ページをご覧ください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定申請書が市に提出されましたので、その決定について市長より照会が来ています。事業計画の認定書は2ページをご覧ください。申請者の住所、氏名は記載のとおりとなります。事業計画の内容ですが、Iの共通項目、1番、賃借権等の認定を受けようとする者の氏名及び住所ですが、こちらは申請者と同一人となります。それから2番、賃借権等の設定を受ける都市農地ですが、所在、地番、地目、面積、所有者は記載のとおりとなります。認定を受ける賃借権等ですが、種類は賃借権となります。始期は令和6年1月1日から、存続期間は10年間となります。賃料ですけれども、契約書は添付しておりませんが、年額1万2,000円、毎年12月末払いということになります。次に、3ページに移ります。3番、都市農地における耕作の事業の内容ですが、こちらは貸借円滑化法の施行規則第3条第1号の事業ということで、申請者はIの欄に該当します。こちらの欄は、項目は主に申請農地で生産された農産物を申請地域内で販売することが認められるという項目となります。申請者は、当該農地の土壌・気候に合う露地野菜を栽培し、地元JA農産物直売所及び「くにたちマルシェ」での直売と、市内スーパーへの出荷を行うとなっています。それからその下欄、施行規則第3条第2号の事業ということで、こちらは申請者及び農地所有者が賃借を行う農地における農業経営の取組について記載されています。1つ目は、収穫後の農産物の残渣や農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を土壌に放置せず、また、除草は適切に行うとしています。さらにもう1点ですが、農地所有者は、借主との取り決めにより周辺住民からの相談等の受付対応、生産緑地の縁辺部の道路等の見回りや清掃、農産物の生育状況の連絡を行うなど、本件農地で行われる農業に関して年間合計40日以上従事しますとなっています。次に、4番、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況ですけれども、年間従事(予定)日数としては、現状300日です。賃借権設定後は同じく300日となっています。次に、4ページをご覧ください。IIの選択項目になります。こちらは、Iの欄に該当しまして、賃借権の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人ということになりますので、この申請書の次の5-1、5-2及び6の項目の記載が必要となります。5-1ですけれども、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況ということで、まず所有地、これはお父様が所有されているということで、自作地で、農地面積は3,484平方メートルとなります。それから、所有地以外の土地ということで、こちらは借入地の農地面積ですが、2,256.54平方メートルとなります。次に、5ページの5-2のほうですが、こちらは申請者の機械の所有の状況と農業作業に従事する者の数等の状況となりますが(1)は作付(予定)作物、作物別の作付面積ということで、作付(予定)作物はハウス及び露地で野菜を栽培し、権利取得後の面積は6848.54平方メートルとなります。それから(2)の大農機具で

すけれども、これは確保しているものとして所有となりますが、トラクター2台、管理機3台、野菜洗い機1台、エアコンプレッサー1台、枝豆脱莢機1台となります。それから次の(3)農作業に従事する者という項目になります。①の申請者の農作業歴というところになります。作業歴は13年、それから②の世帯員等その他常時雇用している労働力ということで、こちらは世帯員3人となりまして、作業経験の状況ですが、9年～13年となります。それから③のほうですが、臨時雇用労働力は特にありません。それから④申請者及び世帯員の住所地から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離ということで、これは2キロメートルとなります。それから6番、周辺地域との関係ということで、これは周辺農地の耕作物に影響が及ばないように、東京都病害虫防除指針に基づいた対応を行い、病害虫や雑草の発生防止に努めるということになります。場所は9ページの案内図をご覧ください。申請書の記載としましては以上となります。説明は以上です。

【三田会長職務代理】 12月14日に借主、貸主、農業委員会会長、農地利用班長と会長職務代理の三田が、三者で現地を確認して問題ないことを確認しております。この件について、ご意見、ご質問があればお受け致します。ないようでしたら、農業委員会として本件を認めるということによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【三田会長職務代理】 次に、専決処理の報告です。(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の説明を事務局からお願いします。

【事務局長】 それでは、資料10ページをお開きください。3件出ていますので、3件続けてご説明を致します。まず1件目ですが、番号は19番となりまして、農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は11ページの案内図をご覧ください。2件目に移ります。資料は12ページをご覧ください。番号は20番となります。農地の所在、地目、面積、権利内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は13ページの案内図をご覧ください。3件目ですが、14ページをご覧ください。番号は21番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は15ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【三田会長職務代理】 担当の委員さん、報告があればお願いします。

【関委員】 19番は、現地確認したときは野菜を少し作ってありましたけれども、農地としてそのまま利用されてきました。以上です。

【三田会長職務代理】 続いて、20番。

【事務局】 こちらは担当委員がいらっしゃらないので、会長のほうで現地確認をしています。既に家が建っているような状態で、特に問題はないということです。

【三田会長職務代理】 続いて、21番。

【事務局】 こちらも、当人が地区担当なので会長のほうで現地確認をしております、特に問題はないと伺っています。

【三田会長職務代理】 協議事項です。(1)農地利用状況調査について、事務局、お願いします。

【事務局】 資料16ページをご覧ください。10月10日に実施しました農地パトロールの結果、不適正と認められた計13か所の記録がこのページに網羅されているのですが、これまで複数回、

皆様のご協力を頂きまして、所有者の方に指導をしてまいりました。結果、3番、12番、13番が前回の総会までにはまだ改善がされていない、もしくは改善途中であったところになります。今日この場でその後の経過を担当の方からご報告を頂いて、もうこれ以上の指導というのは農業委員会としては行いませんので、今日の結果を踏まえて課税課のほうに情報を共有して、今年度の活動としては最後になります。3番につきましては、担当がいないので会長が現地を確認することになっていました。本日ご不在となりますので、改めて今日の午前中に事務局のほうで現地を確認してまいりましたので、その結果を報告させていただきます。

【事務局】 会長不在ということで事務局にて現地確認をさせていただきました。幸いご本人にお会いできまして、ちょうど改善中でございました。めどとしましては年内中には改善されるということをおっしゃっていました。以上となります。

【関委員】 続いて、12番のAさん、Bさんはただいま取組中でありました。13番、Cさんは改善処理終了致したのを確認しております。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。では、ここまでの結果に基づいて課税課のほうに報告をさせていただきますと思います。その他何か皆さんからご意見がありましたらこの場でお伺いしたいのですが、特になければ終了とさせていただきますと思います。

【三田会長職務代理】 ほかにありますでしょうか。ないようでしたら、(2)北多摩西部地区農業委員会検討会に伴う資料の検討について及び国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、お願いします。

【事務局】 資料が17ページから20ページになります。まず17ページをご覧頂きますと、来年の1月26日(金)午後、武蔵村山市のさくらホールでこの検討会がございます。当日は会長と事務局長が出席をする予定で進めていますので、ご承知おき頂ければと思います。なお、当日の午前中は総会がございます。本検討会は北多摩西部地区の農業委員会が集まる場になるのですが、めくって頂きまして、18ページから19ページが国立市としての今年度の重点的な取組及び来年度に向けての取組のところですが、20ページは、国等の施策に対する要望になっています。昨年度から引き続いてのものが多いのですが、今年から盛り込まれた要望もあります。1月26日に各市でこの情報を持ち寄って北多摩西部地区として情報を集約して都と国に上げるという流れになっています。文章が長くて恐縮ですが、お目通しを頂いて、本日何か気になるところや過不足があればご教示頂ければと思います。まず18ページ・19ページ、引き続き昨年度から盛り込んでいる情報、非常に多いのですが、多くなったところとしましては、18ページの下部の3番、生産緑地バンクと地域計画の取り組み・成果、この地域計画は国立市は該当しないので割愛しているのですが、生産緑地バンクというのは、この前の議題でもありました農地の貸借につながる農地情報や農地の貸し借りをしたい人の情報を集約して成果につなげるような仕組みになるのですが、これをどう取り組んでいくかという項目が新たに加わりました。19ページに進んで頂きますと、すみません、4番が2つあって申し訳ないのですが、下のほうの4番、地域農業の振興のところ、2つ目、「子ども達に農業への理解を求める活動」の状況と成果のところ、今年度皆さんにご協力を頂きまして中学生の生徒を10月に3日間受け入れることができましたので、成果として②で記載をさせていただきます。今申し上げた2点が昨年度から新たに加わったところになりまして、その他のところにつきましては特段いじらず、つくり込まれた情報として引き続き載せさせていただきます。20ページの国・都への要望も、毎年重要な事項としてこの記載のとおりで要望させていただきます。

すので、何かお気づきの点があればこの場でご発言を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

【三田会長職務代理】 では、この件についてご質問、ご意見をお受け致しますが、いかがでしょうか。ないようでしたら、このとおり農業委員会として要望していくということでよろしくお願ひ致します。

【事務局】 ありがとうございます。

【三田会長職務代理】 続いて、報告事項です。(1) 令和6年度生産緑地追加指定について、お願ひします。

【事務局】 資料21ページから24ページになりますが、23ページ・24ページは、21ページ・22ページと同じ情報で宛名だけ違うお手紙になりますので、21ページ・22ページをご覧頂ければと思います。毎年のことになりますが、都市計画課が新たに生産緑地を指定する際の窓口として申請を受け付ける事務を始める時期になりまして、来年度は4月15日から4月26日、年度早々になります。これまで複数年度にわたって時期がいろいろずれてきたりしたのですが、今後は今年度と同じようなスケジュール感で進める予定でいます。今日皆さんに報告をさせて頂いて、1月上旬、農業協力委員さんを通じて班回覧をさせて頂こうと思っています。ケースとしては少ないかと思いますが、万が一、生産緑地を追加で指定したい方がその筆を分筆してご検討をされている場合は、あらかじめ3か月ほどでも猶予を持っておかないと間に合わなくなってしまいますので、このタイミングで1月上旬にお知らせをさせて頂きたいと思っています。詳細については都市計画課に問い合わせ頂くことになるのですが、この場で皆さんから何かございましたらお受けさせて頂きます。よろしくお願ひします。

【三田会長職務代理】 この件について、ご質問、ご意見があればお受け致します。いかがでしょうか。ないようでしたら、次、(2) 第63回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、お願ひ致します。

【事務局】 資料25ページから30ページまでが対象となっています。皆さんからご協力を頂きまして、今年度、この企業的農業経営顕彰としてはDさんを国立市から推薦をさせて頂きました。書類及び現地の視察等も東京都さんのほうでございまして、結果は、29ページが東京都農業会議会長賞、32組の中の野菜部門にDさんが入られています。これは実は皆さん全員入賞されるという賞になります。ここから厳選されていって、戻って頂いて27ページの32組中10組が入賞される全国農業会議所会長賞に入賞されたということで大変おめでたいことだと事務局でも思っています。ご協力頂きましてありがとうございます。Dさんにはお知らせをさせて頂いてまして、2月15日、農業者大会が昭島市でございまして、これは皆さんもご参加を頂くのですが、Dさんも出席して頂きまして賞状の授与等頂くこととなります。夜は祝賀会を予定していますので、また1月の総会で詳細は説明させて頂きませんが、ご承知おき頂ければと思います。報告は以上になります。

【三田会長職務代理】 ご意見、ご質問があればお受け致します。ないようでしたら、(3) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、お願ひします。

【事務局】 資料が31ページから33ページとなります。31ページをご覧頂きますと、1件申出がございまして、申出者、所在地及び地目・地積につきましては記載のとおりとなります。32ページにはご本人からの買取申出書、33ページには案内図がついています。可能な限りでご周知を頂きまして、もし問合せをしたいという方がいらっしゃいましたら、令和6年1月17日(水)

までに事務局までご連絡を頂きますようご周知のほどご協力頂きますと幸いです。以上です。

【三田会長職務代理】 この件につきまして、ご質問、ご意見があればお受け致します。ないようでしたら、その他に行きます。(1) 稲作体験学習会事業借り上げ料の精算について、お願いします。

【事務局】 34ページ、35ページが該当になります。小学校5年生の児童の皆さんの稲作体験学習会の中で、農業委員の皆さんには多々機材等ご配慮頂いてご協力頂いたところですが、事業自体が今年度終了しましたので、ここで35ページの単価表に基づきまして皆様に34ページにおまとめたとおり、お支払いをさせて頂きたいと思っています。34ページは一覧になりますので、今日、請求書をご用意させて頂いていますので、総会が終わった後、ご自身でご確認を頂きまして、差し支えなければ、お預かりした印鑑も今日会場に持ってきていますので捺印を頂いて、いつも月例でお支払いしている報酬と同じ口座に後日お振り込みをさせて頂きますのでよろしくお願い致します。補足となりますが、一部の委員の方からも前の総会でご指摘を頂いたとおり、いろいろと天候のことや手間のことで機械を使う場面が増えてきていまして、例年ずっと同じ額で予算は積み立ててきたのですが、ちょっと足りないということで、来年度は少しばかりですが予算が上がる予定になっています。ここからまた最終的な調整にはなりますが、引き続きまたご迷惑をおかけしながら機材等のご配慮を頂くことになるかと思いますが、よろしくお願い致します。

【三田会長職務代理】 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問をお受け致します。いかがでしょうか。ないようでしたら、(2) 農業委員会だより59号について、お願いします。

【事務局】 農業委員会だより59号の校正紙が出来上がりました。執筆を頂きました委員の皆様ありがとうございます。内容をご確認頂いて、修正等ございましたら、令和6年1月10日までに事務局のほうにご連絡頂ければと思います。1月の総会でもう1度、確認をして頂いて、2月の総会のときには印刷が上がっていますので、担当地区の方に配布をして頂くということになります。写真は、現時点は校正紙の段階なので解像度を落としていますのでちょっとぼやっとした写真が載っているかと思いますが、実際の印刷では、きれいな写真になります。よろしくお願い致します。

【三田会長職務代理】 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見があればお受け致します。ないようでしたら、(3) 11月分活動記録カードの集計結果について、お願いします。

【事務局】 11月分の農業委員活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」8件、C「その他の会議・会合」28件、E「市民、学校教育との交流活動」8件、G「現地確認」10件、I「その他」1件、以上となります。ちょっと補足ですけれども、先ほどの借り上げ料ですが、こちらはいつも書いて頂いています活動記録カードを基に作成しています。なので、例えば草刈り機を使いましたというときには活動記録カードのどこか余白で構わないので草刈り機と書いて頂くと借り上げ料に反映する事になります。書いて頂いていない場合、漏れてしまうこともありますので、必ず機械を使ったときには活動記録カードに書いて頂いて、それを根拠にこちらのほうを算出したいと思っていますので、よろしくお願い致します。

【三田会長職務代理】 この機械の借り上げのほう、今、報告のとおり、記入漏れがないかどうか確認をして頂ければ幸いです。特になければ、次に進みます。(4) 第1回農業委員会定例総会日程について、お願いします。

【事務局】 令和6年にまた第1回から開催させていただきます。1月26日(金)午前10時から市役所3階の第4会議室、この会場になりますので、どうぞよろしくお願い致します。会長と事務局長は、午後、北多摩西部地区農業委員会地区別検討会に出席予定なので、よろしくお願い致します。

【三田会長職務代理】 ご意見、ご質問があればお受け致します。ないようでしたら、本日の農業委員会総会を終了致します。お疲れさまでした。

-了-

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

5 番 佐伯昌信 委員

6 番 佐伯正弘 委員